

3 揺れの状況

地震の揺れは、神戸海洋気象台に設置されていた電磁式強震計では、「南北・東西ともに最大変位18cm、南北の最大加速度818gal」を記録し、この変位及び加速度の波形によると「約20秒ほどの間、東西、南北・上下の激しい揺れが続いた」ことになり、様々な観測結果から史上最强規模の強振動であったと言われている。

本市内には、地震計未設置のため記録されていないが、神戸大学の墓石転倒状況調査結果から推定された加速度は、本市剣谷の市靈園で456gal、三条町墓地で402galであったとされている。

4 余震の発生状況

本震の発生後、同日の5時49分、7時38分にマグニチュード4.9の余震が発生したのを始め、震度4以上を記録した余震が平成7年11月30日までに10回（有感地震：約300回）を数えている。

本市は、平成7年3月30日に地震計を設置したが、同日以降、震度4以上はこれまでに観測されておらず、余震被害も発生していないことから余震活動は縮小傾向にあるものと思われる。

5 地震の名称

気象庁は、発生直後に「平成7年（1995年）兵庫県南部地震」と命名したが、マスコミ等で広く「阪神大震災」の呼称が使われたことから、政府では、今回の災害規模が特に大きいことに加え、今後の復旧・復興施策の推進に際し、統一的名称が必要となることが考えられたことから、災害名を「阪神・淡路大震災」とすることを2月14日に閣議決定した。

6 適用法令等の概要

・災害救助法（平成7年1月17日）

【兵庫県下】神戸市、尼崎市、西宮市、芦屋市、伊丹市、宝塚市、川西市、明石市、洲本市、三木市、津名郡津名町、淡路町、北淡町、一宮町、東浦町、五色町、三原郡西淡町、緑町、南淡町、三原町

【大阪府下】大阪市、豊中市、池田市、吹田市、箕面市

・激甚災害の指定（平成7年1月25日）

【兵庫県下】神戸市、尼崎市、西宮市、芦屋市、伊丹市、宝塚市、川西市、明石市、津名郡津名町、北淡町、一宮町、東浦町、五色町

【大阪府下】豊中市

- ・阪神・淡路大震災復興の基本方針及び組織に関する法律（平成7年2月24日）
- ・被災市街地復興特別措置法（平成7年2月26日）
- ・阪神・淡路大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成7年3月1日）
- ・阪神・淡路大震災に伴う許可等の有効期間の延長等に関する緊急措置法（平成7年3月1日）

III 地震の被害

1 人的被害

（1）死者者（平成8年8月8日現在）

- ・芦屋市内での死者数（他市市民15人を含む）
443人
- ・芦屋市民の死者数（他市での死者3人を含む）
431人

（2）負傷者数（平成8年8月8日現在）

- ・市内の医療機関収容者数 3,128人
(重症者375人 軽症者2,753人)
- ・市外の医療機関収容者数 47人
(重症者 15人 軽症者 32人)
計 3,175人 (重症者 390人 軽症者 2,785人)

（3）避難の状況

ア 避難所の状況

- ・避難者数 20,960人 8,188世帯
(最大時：平成7年1月19日)
 - ・避難所数 55施設 (最大時：平成7年1月24日)
 - ・避難所閉鎖 平成7年6月18日
- イ 避難勧告
- ・避難勧告数 1
(1施設30世帯：平成7年1月21日から2月1日)

2 建築物の被害（平成9年12月5日現在）

芦屋市域全建築物15,421棟のうち、全・半壊棟は8,784棟で57.0%の被害率に達した。

地域的には、市中央部を横断した震度7の帶状に位置する地域に集中し、多くの死傷者発生地域と符号している。

被害の特徴としては、老朽化木造家屋の倒壊と鉄筋コンクリート造共同住宅の1階又は中間階の崩壊によるもののが挙げられる。

また、埋立地の建築物については、倒壊は免れたものの液状化に伴う建築物傾斜被害が発生し、その被害は埋立地998棟のうち942棟に及んだ。